

海南省立小学校いじめ重大事態調査報告書に対する市の対応について

期 日：令和8年3月23日（月）

場 所：海南省役所2階 第3委員会室

本日は、令和8年3月14日（土）に海南省いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」といいます。）から海南省教育委員会に答申があった「海南省立小学校いじめ重大事態調査報告書」の内容（以下「調査結果」といいます。）を受け、市の対応をご説明させていただきます。

1. 調査結果の概要

調査結果において、4件がいじめに該当するとされるとともに、これらのいじめと被害児童の不登校との間に因果関係が認められるとしたうえで、教育委員会は本事案を重大事態として認定し、早期に調査を行うべきであったとの指摘を受けました。

2. 答申後の経過について

令和8年3月15日（日）教育委員会議（臨時会）での報告
同月16日（月）教育委員会から市長への報告
同月17日（火）教育委員会議（臨時会）での協議
同月18日（水）海南省議会の全員協議会での報告
同月23日（月）総合教育会議での報告・協議

3. いじめ重大事態の認定

調査結果を受けて、教育委員会は、今回の件がいじめ防止対策推進法第28条第1項の「重大事態」に該当することを認定します。

4. 再発防止のための提言について

- (1) 法的知識の確認
- (2) 校内組織体制及び方針、計画の充実
- (3) いじめの未然防止
- (4) いじめの指導・対応
- (5) 校内研修
- (6) 重大事態の認定及び対応
- (7) SC及びSSWの活用成果の実質的機能化に向けた体制構築